

相続税限界税率と贈与税平均税率との比較

バードレポート2001年2月5日付338号の付属参考資料 株式会社バード財産コンサルタンツ
 詳細はバードレポートをご参照ください。 <http://www.bird-net.co.jp/>

ここでの贈与意味合いは、いわば「あとは頼む」という気持ちの贈与であり、相続税の前払いのつもりで贈与するものです。効果としては、相続財産の減少、贈与税非課税枠(基礎控除)の活用となります。贈与した金額を親を被保険者とする生命保険料とした場合には、死亡保険金は相続税対象ではなく、一時所得対象となります。

*相続人が配偶者と子の場合の相続税については、配偶者が2分の1を相続し、その際の子の相続分に対する子の相続税額の税率を、一次税率としています。その上で同年中に配偶者の相続が開始したものとしてその際の子が相続財産に対する相続税額の税率を二次税率としています。この一次二次を合わせた税率を平均税率として表示しています。小規模宅地等特例適用及び分割により二次相続に差が生じますが、考慮していません。 * 限界税率は理論値です。多額の贈与の場合は贈与額によって変わってきます。

* 贈与額は税法上の税率の区切りとなる金額を設定しています。

相続税 財産 億円	相続人：配偶者と子2人			限界 税率 (理論値)	相続人：子2人	
	一次 税率 子相続部分への	二次 税率	平均 税率		平均 税率	限界 税率 (理論値)
1	2%	0%	1%	6%	4%	15%
2	11%	4%	8%	21%	14%	30%
3	17%	10%	13%	30%	21%	40%
4	22%	14%	18%	33%	25%	40%
5	25%	17%	21%	38%	29%	50%
6	28%	21%	24%	43%	32%	50%
7	30%	23%	27%	43%	35%	50%
8	32%	25%	29%	43%	37%	50%
9	34%	27%	31%	48%	39%	60%
10	36%	29%	33%	53%	41%	60%
15	42%	36%	39%	53%	47%	60%
20	46%	41%	44%	60%	50%	60%
30	51%	47%	49%	60%	54%	60%
50	55%	52%	54%	63%	58%	70%

2001年度税制改正後

ある保険会社の保険料率による

贈与税 贈与額				税引後贈与額を保険料とする終身保険			
万円	贈与税	平均税率	税引後	60 歳加入		60 歳加入	
				男性 終身	無配当 払込	女性 終身	無配当 払込
110	0	0%	110	2,352 万円		3,059 万円	
111	0.1	0.1%	111	2,371 万円		3,084 万円	
120	1	1%	119	2,545 万円		3,309 万円	
150	4	3%	146	3,122 万円		4,060 万円	
260	15	6%	245	5,239 万円		6,812 万円	
310	23	7%	288	6,148 万円		7,994 万円	
360	33	9%	328	7,003 万円		9,106 万円	
460	58	13%	403	8,607 万円		11,192 万円	
560	88	16%	473	10,104 万円		13,138 万円	
710	140	20%	570	12,189 万円		15,849 万円	
910	220	24%	690	14,755 万円		19,186 万円	
1110	310	28%	800	17,107 万円		22,244 万円	